

2007 年度（第 12 回）日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 競 技 規 定

主催：財団法人 日本ゴルフ協会



期 日：11 月 14 日(水) 15 日(木) 16 日(金)
場 所：小野ゴルフ倶楽部
〒675-1343 兵庫県小野市来住町 1225 TEL.0794-63-1212
後 援：文部科学省
JGA オフィシャルスポンサー：NEC

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：11 月 14 日（水） 第 1 ラウンド 18 ホール・ストロークプレー
11 月 15 日（木） 第 2 ラウンド 18 ホール・ストロークプレー
36 ホールを終わり、60 位タイまでの者が第 3 ラウンドに進出する。
11 月 16 日（金） 第 3 ラウンド 18 ホール・ストロークプレー
※本競技は“36 ホール終了”をもって成立とし、3 日間で 54 ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第 2 ラウンドの終了後、第 3 ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第 2 ラウンドまでの競技失格者等が出て、60 位タイのストローク数に変更があった場合でも第 3 ラウンドに進出する選手は追加しない。
4. タイの決定：54 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式によるプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3 名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は 2 位タイとする。
5. 使用球の規格：(1)『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。（ゴルフ規則 161 ページ参照）
(2) ラウンド中に使用する球について『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。（ゴルフ規則 161 ページ参照）
6. ドライビングクラブ：競技者がラウンド中に持ち運ぶドライバーは、R&A ルールズリミテッドの発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに名前が掲載されているクラブヘッド（モデルやロフトによって識別される）を有していなければならない。この競技の条件の違反の罰は競技失格
※「最新の適合ドライバーヘッドリスト」とは競技の条件で別途規定されていない限り、競技が開催される週（複数ラウンドの場合は第 1 ラウンドが開催される週）の火曜日に R&A のホームページ上に掲載されているリストとする。』
7. 移動：正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (c)9 移動』を適用する。（ゴルフ規則 166 ページ参照）
8. キャディー：正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。（ゴルフ規則 163 ページ参照）※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
9. 競技終了時点：本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格：昭和 52 年（1977 年）12 月 31 日以前に誕生の男子アマチュアゴルファーで、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
 - (1) 中部、中国、四国、九州 各地区連盟主催のアマチュア選手権の上位者（年齢条件を満たす者）と北海道、東北、関東、関西 各地区連盟主催のミッドアマチュア選手権上位者の合計 130 人とし、各地区割当数は次の通りとする。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
8 人	7 人	46 人	17 人	22 人	11 人	5 人	14 人
 - (2) 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 過去 5 年間（2002～2006）の優勝者
 - (3) 2006 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 上位 10 位
 - (4) 2007 日本アマチュアゴルフ選手権競技 優勝者（年齢基準を満たす場合）

(5) 2007 日本シニアゴルフ選手権競技 優勝者

(6) JGA 特別承認者

注1：(1)より欠場者が生じた場合、当該地区連盟よりの繰り上げは行わない。

注2：(2)~(5)の資格者が各地区連盟主催のアマチュア選手権、ミッドアマチュア選手権に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)~(5)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)~(5)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。

11. 賞 : 優勝者 JGA 杯、文部科学大臣杯 第2位、第3位 銀皿
12. 賞 状 : 優勝者 文部科学大臣賞状
13. 参加申込 : 参加希望者は、参加料を9月25日(火)以降、締切日までに、現金書留にて支払うこと。(銀行振込、為替小切手等は一切受け付けません。) 所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。
- 送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階
(財) 日本ゴルフ協会 TEL.03-3566-0003
14. 申込締切日 : 10月26日(金)午後5時までに JGA へ必着のこと。 電信、電話、ファックスによる参加申込は受理しない。また、締切後の申し込みは理由の如何を問わず受理しない。
15. 参加料 : 26,000 円 (消費税含む)
(注) 締切後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。
(注) 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料 (銀行振込手数料等) は申込者の負担とする。
16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2007 年度 (第 12 回) 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2007 年度 (第 12 回) 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(財) 日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。
(1)第 12 回日本ミッドアマチュアゴルフ選手権 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査。
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3)この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは (財) 日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかる競技者の肖像権 (収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を (財) 日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
18. 指定練習日 : 11月6日(火)、9日(金)、13日(火)とし、うち一人2日間までとする。(会員並扱い)
19. 参加賞 : ネームプレート

注：グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。